

のみが、これを設置することができる。

法律に定める學校の教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七條(社會教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社會において行われる教育は、國及び地方公共團體によつて奨励されなければならない。

國及び地方公共團體は、圖書館、博物館、公民館等の施設の設置、學校の施設の利用その他適當な方法によつて教育の目的の實現に努めなければならない。
第八條(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教育は、教育上これを尊重しなければならない。
法律に定めた學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條(宗教教育) 宗教に關する寛容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條(教育行政) 教育は、不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。
國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる諸條項を實施するために必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。
教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

學 校 教 育 法

(抜粋)

第一章 總 則

のみが、これを設置することができます。

第一條 この法律で、學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする。
第二條 學校は、國、地方公共團體及び別に法律で定める法

この法律で、國立學校とは、國の設置する學校を、公立學校とは、地方公共團體の設置する學校を、私立學校とは、別に法律で定める法人の設置する學校をいう。
第三條 學校を設置しようとする者は、學校の種類に應じ、

監督廳の定める設備、編制その他に關する設置基準に從
い、これを設置しなければならない。

第四條 國立學校及びこの法律によつて設置義務を負う者の
設置する學校の外、學校（大學の學部又は大學院について
も同様とする。）の設置廢止、設置者の變更その他監督廳の
定める事項は、監督廳の認可を受けなければならない。

第五條 學校の設置者は、その設置する學校を管理し、法令
に特別の定めある場合を除いては、その學校の經費を負擔

第六條 學校においては、授業料を徵收することができる。
但し、國立又は公立の小學校及び中學校又はこれらに進す
る盲學校、聾學校及び養護學校に於ける義務教育について
は、これを徵收することができない。

國立又は公立の學校における授業料その他の費用に關す
る事項は、監督廳がこれを定める。

第七條 學校には、校長及び相當數の教員を置かなければな
らない。

第八條 校長及び教員の免許狀その他資格に關する事項は監
督廳がこれを定める。

第九條 左の各號の一に該當する者は、校長又は教員となる
ことができない。

一 禁治產者及び準禁治產者

二 長期六年の禁錮以上の刑に處せられた者

三 長期六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ刑の執行

を終り又は刑の執行を受けることのないことに至らない

者

四、前條の免許狀取上げの處分を受け二年を経過しない者
五、昭和二十一年勅令第二百六十三號による教職不適格者
六、性行不良と認められる者

第十條 私立學校は、校長を定め、監督廳に届け出なければ
ならない。

第十一條 校長及び教員は、教育上必要があると認めるとき
は、監督廳の定めるところにより學生生徒及び兒童に懲戒
を加えることができる。但し體罰を加えることはできない
い。

第十二條 學校においては、學生、生徒兒童及び幼兒並びに
職員の健康増進を圖るために身體検査を行い及び適當な衛生
養護の施設を設けなければならない。
身體検査及び衛生養護の施設に關する事實は、監督廳がこ
れを定める。

第十三條 左の各號の一に該當する場合においては、監督廳
は、學校の閉鎖を命ずることができる。

一、法令の規定に故意に違反したとき
二、法令の規定により監督廳のなした命令に違反したとき
三、六箇月以上授業を行わなかつたとき
第十四條 學校が設備、授業その他の事項について、法令の
規定又は監督廳の定める規定に違反したときは、監督廳は
その變更を命ずることができる。

第十五條 私立學校は毎會計年度を開始前に收支豫算を、毎會計年度の終了後二箇月以内に收支決算を監督廳に届け出なければならない。

收支豫算に重大な變更を加えようとするときも、また同様とする。

第十六條 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二章 小学校

第十七條 小學校は心身の發達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八條 小學校における教育については、前條の目的を實現するために、左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一、學校内外の社會生活の經驗に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
二、郷土及び國家の現状を傳統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養うこと。
三、日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四、日常生活に必要な國語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
五、日常生活に必要な數量的な關係を正しく理解し、處理

する能力を養うこと。

六、日常生活における自然現象を科學的に觀察し、處理する能力を養うこと。

七、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的發達を圖ること。

八、生活を明るく豊かにする音樂、美術、文藝等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十九條 小學校の修業年限は六年とする。

第二十條 小學校の教科に關する事項は、第十七條及び第十八條の規定に從い、監督廳が、これを定める。

第二十一條 小學校においては、監督廳の檢定若しくは認可を経た教科用圖書又は監督廳において著作権を有する教科用圖書を使用しなければならない。前項の教科用圖書以外の圖書その他の教材で有益適切なものは、これを使用することができる。

第二十二條 保護者（子女に對して親權を行う者、親權を行ふ者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の學年の初めから、満十二歳に達した日の屬する學年の終りまで、これを小學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校に就學させる義務を負う。

前項の義務履行の督促その他義務に關し必要な事項は監督廳がこれを定める。

第二十三條 前條の規定によつて、保護者が、就學させなけ

ればならない子女(以下學齡兒童と稱する)で、病弱、發育不完全その他やむを得ない事由のため、就學困難と認められる者の保護者に對しては、市町村立小學校の管理機關

は、監督廳の定める規程により、教育に關し都道府縣の區域を管轄する監督廳(以下都道府縣監督廳と稱する。)の認可を受けて、前條第一項に規定する義務を猶豫又は免除することができる。

第二十四條 第三十三條の規定により、小學校設置の義務を免除された區域内の學齡兒童の保護者は、第二十二條第一項に規定する義務を免除されたものとする。

第二十五條 經濟的理由によつて、就學困難と認められる學齡兒童の保護者に對しては、市町村は必要な援助を與えなければならない。

第二十六條 市町村立小學校の管理機關は、傳染病にかかり、若しくはその虞のある兒童又は性行不良であつて他の兒童の教育に妨げがあると認める兒童があるときは、その保護者に對して兒童の出席停止を命ずることができる。

第二十七條 學齡に達しない子女は、これを小學校に入學させることができない。

第二十八條 小學校には、校長、教諭養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し特別の事情のあるときは、事務職員を置かぬことができる。

小學校には、前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことができるのである。

校長は、校務を掌り、所屬職員を監督する。

教諭は兒童の教育を掌る。

養護教諭は、兒童の養護を掌る。

事務職員は、事務に從事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

第二十九條 市町村は、その議會の議決を經て、その區域内にあの學齡兒童を就學させるに必要な小學校を設置しなければならない。

第三十條 町村が前條の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、市町村學校組合又は町村學校組合を設けることが出来る。

第三十一條 町村が前二條の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、その議會の議決を經て、小學校の設置に代え學齡兒童の全部又は一部の教育事業を、他の市町村、市町村學校組合又は町村學校組合に委託することができる。

第三十二條 町村が前二條の規定による負擔に堪えないと都道府縣監督廳が認めるときは、都道府縣は、その議會の議決を經て、その町村に對して、必要な補助を與えなければならぬ。

第三十三條 都道府縣監督廳は町村、市町村學校組合又は町村學校組合の一部についき、第三十一條の不可能又は不適當と認める事情はあるが、同條及び前條の規定によることができないと認めるときは、その町村、市町村學校組合又

は町村學校組合に、その一部に關し、小學校設置の義務を免除することができる。

第三十四條 公立又は私立の小學校は都道府縣監督廳の所管に屬する。

第三章 中 學 校

第三十五條 中學校は小學校における教育の基礎の上に、身心の發達に應じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六條 中學校における教育については、前條の目的を實現するため、左の各號に掲げる目的の達成に努めなければならない。

一、小學校における教育の目標をなお充分に達成して國家及び社會の形成者として必要な資質を養うこと。

二、社會に必要な職業についての基礎的な智識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に應じて將來の進路を選択する能力を養うこと。

三、學校内外における社會的活動を促進し、その感情を正しく導きつゝ公正な判断力を養うこと。

第三十七條 中學校の修業年限は、三年とする。

第三十八條 中學校の教科に關する事項は第三十五條及び第三十六條の規定に從い監督廳がこれを定める。

第三十九條 保護者は、子女が、小學校の課程を修了した日翌日以後における最初の學年の初めから、満十五歳に達

した日の屬する學年の終りまで、これを中學校又は盲學校・聾學校若くは養護學校に就學させる義務を負う。

前項の規定によつて保護者が就學させなければならぬ予女は、これを學齡生徒と稱する。

第四十條 第二十一條、第二十二條第二項、第二十三條から第三十四條までの規定は、中學校に、これを準用する。
(第四章高等學校。第五章大學。略)

第六章 特殊教育

第七十一條 盲學校、聾學校又は養護學校は、夫々盲者聾者又は精神薄弱、身體不自由その他心身に故障のある者に對して、幼稚園、小學校、中學校又は高等學校に準ずる教育を施し、併せてその缺陷を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十二條 盲學校、聾學校及び養護學校には、小學部及び中學部を置かなければならない。但し、特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことができる。

盲學校、聾學校及び養護學校には、幼稚部及び高等部を置くことができる。

第七十三條 盲學校、聾學校及び養護學校の小學部及び中學部の教科及び教科用圖書、高等部の學科、教科及び教科用圖書又は幼稚部の保育内容は、小學校、中學校、高等學校又は幼稚園に準じて、監督廳が、これを定める。

第七十四條 都道府縣は、その議會の議決を経て、その區域

内にある學齡兒童及び學齡生徒の中、盲者、聾者又は精神薄弱、身體不自由その他心身に故障のある者を就學させるに必要な盲學校、聾學校又は養護學校を設置しなければならない。

第七十五條 小學校、中學校及び高等學校には、左の各號の一に該當する兒童及び生徒のために、特殊學級を置くことができる。

- 一、性格異常者
- 二、精神薄弱者
- 三、聾者及び難聽者
- 四、盲者及び弱視者
- 五、言語不自由者
- 六、その他の不具者
- 七、身體虛弱者

前項に掲げる學校は、疾病により療養中の兒童及び生徒に對して、特殊學級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第七十六條 第十九條、第二十七條、第二十八條（第四十條及び第五十一條において、準用する場合を含む。）第三十四條、第三十七條、第四十五條から第四十八條まで第五十一条、第八十條及び第八十一條の規定は、盲學校、聾學校及び養護學校に、これを準用する。

第七章 幼稚園

第七十七條 幼稚園は、幼兒を保育し、適當な環境を與えて、その心身の發達を助長することを目的とする。

第七十八條 幼稚園は、前條の目的を實現するために左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一、健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身體諸機能の調和的發達を圖ること。
- 二、園内において、集團生活を經驗させ、喜んでこれに參加する態度と協同及び自律の精神の芽生えを養うこと。
- 三、身邊の社會生活及び事象に對する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
- 四、言語の使い方を正しく導き、童話、繪本等に對する興味を養うこと。
- 五、音樂、遊戲、繪畫その他の方法により、創造的表現に對する興味を養うこと。

第七十九條 幼稚園の保育内容に關する事項は、前二條の規定に従い、監督廳が、これを定める。

第八十條 幼稚園に入園することができる者は、満三歳から八十一條、幼稚園に入園するまでの幼兒とする。

幼稚園には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

園長は、園務を掌り、所屬職員を監督する。

教諭は、幼兒の保育を掌る。

第八十二條 第三十四條の規定は、幼稚園に、これを準用す

四〇

第八章 雜則

第八十三條 第一條に掲げるもの以外のもので、學校教育に類する教育を行うものは、これを各種學校とする。

第四條から第七條まで、第九條から第十一条まで、第十三條第十四條及び第三十四条の規定は、各種學校に、これを準用する。

前項の外、各種學校に關し必要な事項は、監督廳がこれを定める。

第八十四條 都道府縣監督廳において、學校又は各種學校以外のものが各種學校の教育を行うものと認めたときは、そ

ପ୍ରକାଶକ ନାମ ।

第八十五條 學校教育上支障のない限り學校には、社會教育その他の公に關する施設を附置し又は學校の施設を社會教育その他公共のところに利用せらるることを認める。

第八十六條 町村制を施行していない地域においては、この

法律における町村及び町村學校組合に関する規定は、その地域におけるこれに準すべきものに、これを適用する。前項の地域において、この法律により難い事項のあるときは、都道府縣監督廳は、特利の處分をすることができる。

附
則

第八十七條 この法律における市には、東京都の區を含むものとする。

第九十五條（略）